



# 熊野の歴史蹟

始



熊野の史蹟

花の窟 ..... 二頁——二十七頁

荒坂津 ..... 二十八頁——終りまで

○ 熊野の史蹟について

熊野とは紀伊国内の牛婁郡を称し古名で現在は四郡に分割せられて東西二郡は和歌山縣に南北二郡

は三重縣の所管となつてゐる。此の熊野に於て皇紀以前に属する二個の史蹟が傳はつてゐる。併も其の史実は郷出約のものでなく、国史上尤も重大なる事柄であります。が

一般に認識を缺き随つて國家の顕る所とならず不遇の史蹟として郷士人によつてのみ保護せられてゐるのであります。

其の史実は古事記や日本書紀に記録されたものであつて、遺蹟は花の窟と荒坂津である。

花の窟は伊弉册尊の御陵と傳へられ、荒坂津とは神武天皇御東征の際の御上陸地と傳へられてゐる所で、此の二遺蹟の大要を記して世の关心を求むる所以は国家的見地に立脚し敬神崇祖の思想を鼓吹せんとする微志の發動である事を領承せられん事を望む次第であります。



## ■花の窟

花の窟は有井村大字有馬の東端、清瀬な海滨に臨みて、高さ二十八間の一大岩壁のもとに、南面して三間程の壇があり、至壇を廻らしてゐる許りで、社殿も拜殿も無い神祕的な神域である。前面の小岩石の前には、王子の山石屋と刻せる碑石、又は火の神転遇対智の神靈を祀り、聖の窟と称してゐる。此の碑石は花の窟の入口鳥居の傍にある革の岩屋と刻せる碑石と共に、紀伊國初歌山六代の藩主徳川家貞公の寄進で、今より貳百

貳拾年程以前、享保八年の事である。又新らしく建設せられた史蹟、花乃窟と刻せる碑石は昭和六年に御大典記念事業に、三重縣の施設である花の窟と云ふ名称の起因は日本書紀に一書に曰く

伊弉册尊生火神時被灼而神退去矣故葬於紀伊國熊野有馬村焉  
土俗祭此神之碑者花時亦以花祭又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣。

以上の文中にある如く、花を以てまつるが故に花の窟の名を呼ぶ事になつたものであらう。

転遇対智壇山姫にあひて、雅産靈をうむ

(⇒) 伊弉册尊火產靈をうむ時に子のためにやかれて、かんさりましぬまた神避と云ふ。その神さりまさんとする時にすなはち水神田象女および土神壇山姫を生む。

又天吉葛をうむ。

(三) いざなみの尊火の神かぐつちをうまんとする時にあつかひなやをよりて、たぐりまこれ神となる名を金山彦といふ。次に山ばりまる神となる名を罔象女といふ。

此の紀に引文せらる一書の記録は何時り時代から傳はしたものであるかは不明であるけれども書紀に引用せる記録中、其の祭祀の方法と葬所とを明記した唯一のものである。此の外の伊弉册尊の火の神を生み給へる記事は、左の四説が擧示せらるてゐる(假名日本書紀に依る)。(一) 火の神転遇対智を生む時に伊弉册尊かぐつちがためにやかれて終りぬ、そのかんさりまさんとする間に、ふしながら、土神壇山姫および水神罔象女を生む。すなはち

次に大便まる神となる名を埴山  
媛といふ。

(四)史の神勅遇寛智のうまるるるにあ  
たつて、その母伊弉册尊やかれで  
化去りましぬ。伊ざなぎの尊」  
らみて、のたまはく、たゞ一兒をも  
つて、わがうるはしき妹者にかん  
づるかなとのたまいて云々。

以上五説は御臨産の時より御崩去  
に至る迄の神話の記録であるが、此  
の説は日本書紀編纂に際し、大ニ  
輪雀部、石上、藤原氏等の十八家の所  
藏に係る祖先よりの纂記に基いた

ものであろう。此の纂記は第四十代  
持統天皇の五年に國史敕撰の準備  
の鳥に各家から提供せしめたもの  
と傳へられてゐる。此れらの古文  
章の記録は日本書紀中に、一書に曰  
くとして引文せられたもの其の完  
成までには、三十年の長年月を要し  
たものである。如斯編纂史を有する  
日本書紀の上に記されてゐる五説  
中に於て、其の葬所と祭式を記せる  
一説と大略一致卓を見出す熊野の  
有馬村現時の南牛鼻郡有井村の花  
の庵現在に於ても不缺に舉行せら

る、土俗の典禮は、冊尊の葬所であ  
つた事の生きた文章であると云ふ  
ができる。

以上書紀の記録の上から見るなら  
ば、一端の疑ふべき余地は無いが、茲  
に一つの異説がある。夫は日本書  
紀編纂にも関與せられた太安磨と  
云ふ人は裨田阿禮の口授を記録せ  
られた三巻の書、古事記である。

其の古事記に左の記事がある。曰く  
火の神迦具土の神が生れたとき  
伊邪那美的神は、みほどを焼れて、病  
臥したまひ、病み給ふ女神の排泄さ

れたものから金山毘古、金山毘賣、波  
通夜須毘古、波通夜須毘賣、彌都波能  
賣、和久產巢日の神等の諸神が御生  
れになつた。

伊邪那美的女神は病革つて、遂にお  
かくれになつた、男神があ泣になつ  
て、その涙からは泣澤女の神が生れ  
た。伊邪那美的神の御屍を伯伎と  
出雲の国境なる比波の山に葬られ  
た。

神代正語常盤草と云書の註に

御屍をば伯耆國にちかき出雲國  
能儀郡因南村の山の峯に葬祭す

今諸人詣て安産の祈をなす。

此の日南村と云ふのは現今の能美郡井尻村となつてゐるが、

異説として

出雲に近き備後國今廣島縣比波

郡美古登村の高原地にある古墳

が伊邪那美的陵なりと

吉田東伍氏の説明(明治三十三年頃の帝國古蹟

収調會々報第壹號の記事)

廣島縣備後の内郡は安藝の内郡と相抱擁して江の川(石見の國に海に入る)の上游也、備後にては内郡七郡と云ひ、安藝にては高田、山縣の二郡

に分属す中國にて山陰、山陽兩道の中間に位置す、特異の地形をなす所也。明治三十一年此の内郡の中備後に属する奴可、惠<sup>蘇</sup>三上の中備後に属する奴可、惠<sup>蘇</sup>三上の三郡を合同して新に比婆郡と名を命ぜらる。此の比婆とは惠蘇郡比和村に古事記に云ふ伊邪那美神の比婆山の墓陵なりと傳唱するに由る。

古事記云伊邪那美神者<sup>舊出雲國</sup>與伯伎國境比婆山也

然れども此の傳説微證はなはだ厚からず附會の嫌あり、唯一證の

稍論據に足るはハクギ(伯伎と云ふ國の前をさむる事是なり)

應神記に

行幸吉備以波<sup>ワ</sup>藝<sup>ギ</sup>封御友別弟鴨

別是笠臣之祖也。

とありて其地後世其名を失へり、國造本記に阿岐(安藝)ヒ大島(周防)の間に

波久岐國造、瑞籬朝、阿岐國造同祖金波彦孫豊王根命定賜國造。

と録す、此波久岐は山陰道の伯耆と其名相近似すれども全く別地とす、故に國造本記別に伯岐國を錄す。(中略)

因云備後にて比婆山の御墓と云ふは、比和村布見谷とす(藝藩通志)、出雲にて比婆山の御墓と云ふは能美郡井尻村の峠の内とす(古事記傳)又比婆を比婆に作る異本あり、又出雲風土記の内山氏注鈔に比布山て云ふ訛あれど、今曰提案に關係なければ援引せず(以下略)

吉田氏は以上の説明をなす前提に云ふ一は出雲の邊にて、一は紀伊

國熊野の七里浜に花の岩屋とて名高き故蹟を傳ふ、兩地相去る遼遠なれば相混亂すべき謂れけれど必ず古語に、二様の傳説ありて、一定し難かりし也。今にして此二古蹟につき真偽正假を判決せんは極めて容易ならず。但熊野と出雲南北ニ古國の諸傳説を對比、計較すれば、多少の消息を窺ふやく、從ひて、有馬村比婆山の推測も試み得らるゝ者とす。と書かれてはゐるが其結果は發表せられてなり。

神皇正統記に云ふ

て古事記に勝るものありと思はるるのである。是故に書紀の說を尊重する次第であるが、當今の學者が左記の如き見解を有してゐる。

南牟婁郡有井村大字有馬の東方七里御浜の海岸に土俗が花の窟といふ一大岩立がある。これが日本書紀一書の所謂冊尊の陵であるが、その実地を見るに決して古墳の態を呈へて居ない。唯自然の一大岩壁に過ぎぬ、而して此地は南に白砂青松相映する、七里浜の長汀を見晴らし直下には太平洋上萬里の波濤

二書(古事記と日本書紀)の記する所區々にして相一致せざる所少なからず殊に神代の記事に於て然りとす。こは必ず竟いひ幽ぎ語り縮く間に自ら訛傳せるものにして、從つて家々によりて、その傳説も同じからざりしものありしならんと、  
如此に古事記と日本書紀の間には訛傳あるものと云はれてゐるが、どこまで誤傳なるか判明せぬのであるけれども、兎に角、日本書紀は諸家の記錄を蒐集せられてゐる点に於

を睨下する景勝の地で、熊野灘の怒濤は絶へず、山石壁に反響して、如何にも山巒の感に堪へない、慥に吾等人間をして神靈の鎮まり給ふ所といふ念を起さしむるに足る靈地である。されば神に對し我々以上の強烈なる信仰を有し、崇高偉大なる自然力に對して、神祕的の考へを持つて居た太古人が、この花の窟を以て冊尊の鎮靈地と解して居たのは決して怪妄に足らぬ事である。要するに花の窟は有馬に植民した出雲の民族が稱して、冊尊の鎮靈地となし、—

年々祭典を行つた靈域である、而して、その祭典を行ふたと云ふ事は既に日本書紀に明記せられてあるから、其起源も極めて古いことである。と書かれ尚出雲より此の地に移したものならんとの見解をなす學者無きにあらざるも、出雲に於てすら、葬所に異説ある今日、斷定をなす事は早計の誹なしとせず。元來出雲と熊野の關係は太古に屬し、已に日本書紀に素盞鳴尊が木種播布に關し左の如く書かれてゐる。

(前船)八十木のたね、みなよくほど

遺蹟で、出雲大社は素盞鳴尊の御子、大國主の命を祭神としてゐる。又伊弉册尊は火の神、迦具都知命を生せ給へる時、火傷を蒙り崩じ給ひ、黄泉國(根の国)に趣き給ひけりと。以上の説明によれば、素盞鳴尊が御子二人と共に熊野に渡らせ給ひ、後出雲の國に入られ、又伊弉册尊も火神を生みて後、根の国に入れられたのである。斯の如き關係から、熊野にます神として本宮に祭られたものであらう。

免に角熊野より出雲へ移された間

こし植ふとき、にさのをの尊の御子を名づけて五十猛命と申す。妹は大屋津姫命、次に孤津姫命、すべて三はらの神、またよく木種をまきほびこす。すなはち紀伊国にわたしまつるしかうして後に、すさのをの尊、熊成峰にましまして、つひに根の国に入ましきと。

此の根の国につき或る古書に出雲國を根の国と称し、また根堅州國とも云ふともあり、尊は同國の熊野山の頂上に祭られ、熊野大社として齋かれてゐる。船返山は大蛇退治の

御子から有馬村に於ては、其魂を祭らるゝに至つたものとも云ひ得るものである。

日本書紀藻塩草に曰ふ(郡史引文)

此の神の魂を祭ると云は、祭の訓は歸頃あり、又誠實の義ともいへり。魂は身の至也、魂靈の義あり、本葬所にして神社に非ずよつて暫く冊尊の神魂を此處に招禱して祭る也。故に神の魂とは記させ給へり、今尚毎年暮春土人縄を以て幡旗を造り、拂葉を撒めて縄の間に垂れ花を如くして、窟の上に懸け

歌舞して祭る、實に往古の遺風仰ぐ  
やし云々

天明年間京都の櫻香村、瀬桔亭氏の  
頌文に

天神氏の御寺は八百億二萬三千  
四十歳、地神氏は二十三億三萬三  
千九百三十四歳なりと。其の言  
荒唐にして信すべからず。

然り而して神譽は天地と塵に並  
び存じ、異邦風俗の世革の若きに  
あらず。故に太古の發源以て、これを  
史に稽ぐく以て野に徵すべし。  
花の窟陵の如き神代記を按する

に曰く伊弉册尊、軻遇、穴智を生み  
て祖したまひ、紀伊國熊野有馬村  
に葬る、土谷花の時花を獻し旗を  
設けて鼓吹し踏歌し以て神を樂  
しましむ。

伊弉册尊は天神七代伊弉諾尊の  
姫なり、崇神天皇の時嘗て寢廟  
をその西に建つ、產田廟是なり。  
毎年二月、十月初二日、土人索を編  
みて幡と赤し是を懸く、神道花を  
獻し幡を奉る、祀事維帛み、中古風  
の詠あり、亦往々にして是を家集  
に見る、鳴呼朝典に關するにあら

ずして而も數千載解るなし、豈百  
靈の擁護その上にあらざるを得  
んや。

然るに海陬に僻在し、世或は罕に  
之を知る、之熙（櫻亭氏の號）謂らく  
天神氏の事は存するが如く亡が  
如し、今此陵あるや以て樺原朝と  
甚だ、あい遠絶せざる所以を徵す  
べきなり矣（以下略）

齋藤摠堂氏南游志の一節に

有馬村に抵る、一層巖に過る高さ  
數十丈、巖に循びて行く一華表を  
得て入る、石通柵あり、伊弉册尊陵

とあす號して花の窟と曰ふ、其の  
前に軻遇穴智命の墓あり、王子の  
窟と曰ふ、按するに日本書紀に謂  
ふ冊尊火神、軻遇穴智を生み灼れ  
て山崩す故に紀伊國熊野有馬村に  
葬る、土俗歲時花を以て祭る、花の  
窟と曰ふ窟は巖根に在り、巖面觸  
體皴を作す、其巖狀甚奇異なり。  
其穴の吻を掀くるが如し、其東側  
面は石韋えを被ふ翠篠愛すべし、  
蓋太古の諸尊皆天上に住す、諾冊  
二尊に至りて國土を生み遂に降  
リ居る、人間に陵墓有る、實に茲を

以て始とあす、萬古の遺蹟神の座  
す如し拝跪して去る矣

以上引文によりて古來の學者は記  
紀二書を參照して以て其の斷案を  
得んとおせるも、元末神代史の研究  
を科學的に検討して以て其の真相  
を獲得せんとする事は有限の智識  
を持つ人の爲し得るものに非ず、唯  
其記録を信ずる以外に、適正の法が  
無いものと思はるゝのである。

されば花の窟に就ては、日本書紀に  
於ける一書説に従つて、冊尊の崩御  
の場所及び祭所は有馬村ありとし

巖上に一端は境内南隅の松樹に結  
ひ附く、通俗には此式を御綱懸と称  
してゐる、音曲歌舞は近世に至り省  
略されたものである。

祭式に関して續風土記には

昔祭団には紅の縄錦の旗金銀に  
て花を作り散し火の祭りと云ひ  
しと、土人の云ふ錦の旗は毎年朝  
延より献し給へるに、何時の年に  
か熊野川洪水にて其幡を積みた  
る御舟破れしかば、祭日に至り俄  
にせんすやなく縄にて幡の形を  
作りしとぞ、其後幡のこと絶ゆと

て本史蹟を書く次第である。

有馬に於ける祭式の現在は、神社と

しては、御產所趾に社殿を造營し、諸  
冊尊に輶遇突智の命を併祀し、產  
田神社と称し、魂祭の場所を花の窟  
と稱し、有史以前よりの典例を遵奉  
し、毎年二月十月の各二月に當り、長  
さ百尋（約五百尺）の藁繩七筋を  
合せたる大綱に、縄を以て三旒の幡  
の形を造り、此の大綱に吊り下げ、下  
部には時季の花や扇子を結び附く。  
此の幡形の長さは約三十五尺であ  
る。大綱の一端は高さ百五十尺程の

錦の幡は中世皇室の御尊崇篤かり  
し時代の事であつたものと思はる  
が、實際は不明であるが、扶木集に  
光俊朝臣の詠に

神まつる花の時にや成りぬらん  
有馬の村にかゝるまらゆふ。  
山家集に西行法師は  
三熊野の御糺によする夕浪は  
花の岩屋のこれぞ白木綿。

旗の材料も時代によつて違つたもの

を用ひられた事と思はるゝが、神代の時代に於ては何を用ひたか不明である

花の窟に對して、大般若と俗に呼んでゐる。何故に佛典に因んだ語か呼ばるのであらうか。

熊野權現の最初の別當職に補せられた長快の書には、大般涅槃の巖と書いてゐる。此の語は釋迦の入滅に冊尊の崩御を擬して斯く呼んだものと思はるゝが、大般若の呼稱は山内に大般若經を納めたと云ふ傳説

に基いたものである。

増基法師の紀行文(郡史引文)に

華の窟のもとまでつきぬ見れば  
やかて岩屋の山なる中を穿ちて

經を籠め奉りたるなり。此は彌勤  
出て給はん世に取出奉らんとする經なり。天人常に降りて供養し  
奉ると云ふ實に見奉れば此岩に似たる所にもあらず、卒塔婆の苔に埋れたるなどあり、傍に王子の岩屋と云ふあり、只松のかぎりある山なり。其中にいと濃き紅葉などもあり無下に神の山と見ゆ。

法こめて、たつのあしたを待つ  
程は秋の名残ぞ久しかりける  
夕日に色まさりていみじくあか  
し  
心あるありまの浦のうら風は  
わきて木の葉ものこすなりけ  
り。  
天人の下りて供養し奉ると思ひ  
て

天津人いはほを撫つる袂にや  
法のちりをば打拂うらん

増基法師は花園天皇の御代圓光院  
関白基忠公の急いで出家して、大僧正

とあられ、花園、後醍醐及北朝の二帝の護持僧となられし高僧で、一名蘆生と稱せられた人である。法師の熊野行脚の年月は不明であるが、平朝以後鎌倉時代にかけて、佛教隆盛の時代に於て神明を佛の権化なりとして、熊野三所權現と稱する本宮、新宮、那智を彌陀、藥師、觀音に配して上皇室より下萬民の信仰を博したものである。此の三所權現と稱した本宮の熊野座神社、及新宮の速玉神社は其に官幣大社となり、那智神社は官幣中社となつてゐる。祭神は本

宮は素盞鳴命、新宮は速玉男命、那智  
は夫須美大神である。此の夫須美大  
神と云ふのは伊弉册尊の又の名で  
本宮や新宮では結大神又牟須美大  
神と称してゐる。三山とも十二社で  
本宮の第一殿に伊弉册尊新宮にて  
第一殿に那智では第四殿に祀ら  
れてゐる。此の伊弉册尊の神靈は共  
に有馬の產田神社よりの分靈であ  
る。

南紀神社錄に社家旧記を引文して  
(郡史に依る)

伊弉册尊御鎮座者熊野南郊自有

が神宮に依つて行はれたものであ  
つた。此の起因を検討するならば熊  
野三社權現社の根本は伊弉册尊で  
あつた故であらう。殊に本宮の下四  
社の祭神は尊の御子のみが祀られ  
てゐるものも其の故と見るべきで  
ある。然るに中世以後熊野權現の隆  
盛に趣くや產田神社を攝社芳しく  
は末社扱ひきなすに至つて產田神  
社の神宮との間に抗争が行はれた。  
其れで當時本居宣長大人の意見を  
需むる事とあつた。其の書面には左  
の如く書札てある

馬村奉遷音奈志莊高川原其後又  
奉祭祀大宇原今本宮是也。

とありて奉遷の時代は、當宗神天皇の  
六十五年と稱せられてゐる。此の  
關係に原因してか、本宮熊野座神社  
の境内には、有馬に向つて遙拜所が  
設けられてゐた。又新宮の速玉神  
社にも遙拜所があり、正月元旦に其  
所に御酒を供せられ、又毎年十一月  
十五日の子ノ刻には有馬に向つて  
葬祭表焉と云ふ式典が全社僧に依  
つて行はれ、其上翌十六回寅の刻に  
は熊野川々畔の乙基河原にて祓式

有馬村產田神社の御事御尋の趣  
致承知候件の御社は日本書紀に  
云ふ伊弉册尊生火神時被灼而神  
退去矣故葬於紀伊國熊野之有馬  
村焉土俗祭此神之魂者花時亦以  
花祭又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣  
如此相見候へば走も縁起正しく  
並々ならずやんごとなき御事に  
有之候也

但近年熊野新宮の攝社末社など  
申す儀は古書に於ては更に見る  
所無え候へ其此の儀は當時の御  
撫にも御預り候儀なれば愚老其

料簡の及ばざる處に候有の越き  
先日既に令口済候へども、なほ御  
望にまかせ粗書記申進候 以上

十二月十七日 本居中衛

宣長

見解の要矣は以上の如くてあるが  
左に土俗の諸冊ニ尊に對する遺風  
を擧示すると

一、一つ火を忌む事

森右京殿

事

猶々總体神社御境内の樹木を伐  
り候ことは神の御心に叶ひ申さ  
ざることに候へば不宜儀に候へ  
ども、これ又當時の御計ひの儀は  
恐れ多く愚老其の是非を可申限  
りには無之候也

近世國學の泰斗と仰ぐ本居大人の

三、桃に對する信念に病者ある時  
桃の木に木綿をかけ神靈に祈  
念し邪氣を抜ふ風あり

此等三項の遺風は、日本書紀や古事  
記に書かれある、冊尊の崩御後の記事  
の意に適合する事も、本神蹟検討の一  
資料である日本書紀に御名本書紀卷

伊弉諾尊の尊のたまはく、吾夫君  
のみこと、なんぞ、たそくいでまつ  
る吾すてによもついぐせり、しか  
れども吾まさにねやすまん、こう  
なましや、伊弉諾尊きゝ給はずし  
て、ひそかに、ゆずの丸櫛をとり、そ  
の雄柱を、ひきかきて、もつて秉炬  
としてみしかばすなはち、腰わき  
蟲たかる今世人夜ひとつ火とぼ  
すこと。をいむ。又よるの投ぐし。  
をいむ。これそのことのもとあ  
リ 伊弉諾尊あどりいてにげかへり

給ふ。この時いかづちども、みふ  
たつてあひくる、時に道のほとり  
に大なる桃のきあり、故伊弉諾尊  
そのきのもとに、かくれて、よつ  
てその実をとつてもつていかづ  
ちども、みあしりぞきぬ、これ桃を  
以て鬼をふせぐことのもとあり  
と、  
古事記にも同じやうな意味な事が  
書かれてゐる。

伊邪那岐の神は思慕の止めがた  
く、是非に今一度女神の音容に接  
見したく思はれて黄泉国に追

ひゆかれた伊邪那美神とあいになつたのち更に出てくるまでもち兼て男神は御自身の左の髪に挿し居られる櫛の端の大きな歯を一枚取つて火とともに手燭にして、ひそかに黄泉殿内を窺はれた、彼の美しい苦の女神の姿の変つたのに肝をつぶし、伊邪岐の神が逃げ出されたのを黄泉醜女にその後を追はしめた醜女が追つて來たのに對して第一に髪飾の黒御菖を取つて投げ捨てた、又追付いて來たので、今度は髪に

さしてゐる櫛を取つて投げ棄てられた、そして逃げ延びたまふたがこんどは八雷神が追ふて來た、よもつひら坂の簾に桃の樹があつた、神はその實三個を取つて、うちつけたので、よもつ人も潰走した、そこで桃の功を賞して、たほかむづみの神といふ名を賜はつた、以上の如く記紀の二書に傳へられてゐる事柄の茲土俗の間に其の遺風の傳存する事は、冊尊を祭る典例と相俟つて、其の當時を物語る活きた記録とも云ひ得べく、殊に產田附

近よりは古代土器の破片が無数に発掘されるのみならず、最近に於て石斧石簇曲玉等の發見はますく此地の古昔を物語る資料と云ふやきである。

在も一つ火を忌むなどの風習は、局地的のもので無く一般的に古代の遺風であつたものが日本紀の上に諸尊の黄泉に於ける出来事に起因せるものとしての説明である。

先に角く幾千年を経たる神蹟として日本書紀に記録され中世に及んで、皇室に於かせられても等閑あら

### ざりし事は

白河天皇の御製に(新古今集)

咲きには小花のけしきを見るからに神の心ぞそらにしらるる  
大炊御門右大臣の詠に(又安百首)

紀の國や有馬の村にます神は  
多むくる花はちらじとぞ思ふ  
題しらず讀人しらずとして

春風に梢されゆく紀の國や有馬  
のもらに神まづりせよ  
白河天皇の御製は花の窟の花祭の  
実況を御覽遊ばされての御詠と傳  
へられてゐる又熊野年譜に(小野芳)

崇徳天皇長承元年(皇紀一七九二年)  
 三月熊野行幸根來の覺鏡供奉產  
 田に御幸天狗坊見ゆ(熊野年代記)  
 とあり、陛下の御幸の記録は僅に此  
 の一回に止まるも平安朝以後鎌倉  
 時代に於て御幸行の御儀は頻々と  
 行はれた事を思ふと、產田神社にも  
 御幸の御儀があつたものと推察し  
 得らるゝのである。

宍戸角有馬村の花の窟や產田神社  
 の史実は叙上の如くである爲めに  
 明治三十四年五月であつた、當時の

名士、學者、政治家の人々に依つて花  
 の窟保存會あるものが組織せられ  
 會長としては伯爵久世通譜氏幹事  
 として湯本武比古、中田憲信、山井幹  
 六、早川龍介、山崎龜之助の諸氏の名  
 に依つて、左の如き趣意書を領布し  
 た。

恭しく惟るに神祖伊弉諾尊、伊弉  
 冊尊は共に天神の命を奉して此  
 國土を修理固成し天祖天照大神  
 を始め奉り幾多の神祇を生育し  
 紿ひ、實に群神の祖にして物類の  
 蕃育する所以、蒼生の安息する所

以皆其功德に頼らざるは無し。  
 故に朝廷に於ても厚く崇敬あら  
 せられ伊弉諾尊は其の神蹟國史  
 に「幽宮を淡路の洲に構へて寂然  
 長く隠れまじき」とあるに徵して  
 淡路国津名郡なる伊弉諾神社を  
 ば夙に官幣大社に列して祭祀の  
 典を厚くし給へり、然るに其后神  
 にまします伊弉諾尊の神蹟は國  
 史に昭々たるに拘らず未だ表名  
 して祭祀の典に預り給はざるは  
 誠に惶懼の至に堪へず、謹んで  
 史を按するに伊弉諾尊の神蹟は

日本書紀に伊弉諾尊、火の神を生  
 み給ふ時に灼れて神去りましぬ、  
 故に紀伊國熊野の有馬村に葬し  
 奉る土俗此神の魂を祭るに花あ  
 る時には花を以て祭り又鼓吹幡  
 旗を以て歌ひ舞ひて祭るとあり  
 今之三重縣南牟婁郡有井村大字  
 有馬なる花の窟神社の地即ち是  
 なり。斯の如く國史に昭々たるを  
 以て古代にありては勅使を遣は  
 され弊帛を奉らしめ給ひ中古以  
 後累代の領主も亦其迹を追ひて  
 奉祀し徳川幕府に至りては和歌

山藩主より厚く神蹟を保護し、毎  
歳の典を嚴にせしに維新の後、瘠  
藩と共に其事終に頑れたり、地方  
人民は赤誠を盡して太古の遺式  
を守り春秋祭祀を怠らずと虽も  
其力、限りあるを以て亦昔日の如  
くなろ能はず、最も畏き靈蹟の漸  
く頽廢せんとするは實に恐懼の  
至りに堪へざるを以て茲に同志  
相謀りて保存會を組織し神殿を  
壯麗にし神苑を擴張し春秋祭祀  
の典を嚴肅にし、併せて永遠維持  
の方法を講じ以て鴻恩の萬一を

報じ奉らんと欲す。希くは天下  
同志の士、本會の微哀を諒察して  
賛助あらん事を望む  
以上の趣意書發表後、會長閣下幹事  
と共に花の窟に詣でられた其の時  
の詠に

千早振神のちからに成りぬらん  
花の窟は、あやにかしこ去  
明治四十年久我候爵閣下副會長と  
して參拜せらる其の時の詠に  
宮ばしらたてゝあふがん三熊野  
や花の窟の神の御前に  
いよゝなをたうとかりけり大神

### の御魂や花の窟にぞます。

保存會は會長の薨去と共に目的を  
達せずして、終に解消するに至つ  
た事は誠に千載の恨事であるが、  
是も機運の熟せざりし結果であ  
う。

### 本居宣長大人の詠に

紀の國や花の窟に引く縄の  
なかき世絶えぬ里の神わざ  
とものせられてゐるが地は僻険訪  
蹟の人少なくも神祭る里わざは偶  
然の所作にあらず

又中世好事者の創造とも思はれず

其の淵源する所、實に幽遠なる太古  
の遺風ありとす。

此の遺風や吾大和民俗の敬神崇祖  
の根柢をあし、國體觀念の源泉は一  
に語冊ニ尊の神わざの流露にして、  
今日に於て國民の認識を深め且つ  
普適あらしむる事は、國體明徴の上  
に於て忽々に附すべからざる一大  
重要事なるを慮り、  
神蹟の大要を記して以て識者の猛  
省を請ふ所以である。

## 荒坂津

熊野荒坂津又名丹敷浦とは如何する史蹟で如何ある史実を持つ所であるらうか

日本書紀に云ふ 神武天皇御東征に際し浪速方面から大和に入御あらんとせられたが、長髓彦の爲めに遮られ、皇長兄五瀬命が御船を蒙られたと云ふので道を紀伊に取つて背面より大和に入幸せられんと、更に熊野に迂回せらるゝ事とあつた。其の文に曰ふ

進みて紀伊國竈山に到りて五瀬

命薨ましぬよて竈山に斂めてまつる六月きのとひつじの朔日のとみの日軍は名草の戸畔を譲す。ついで狭野を越えて、熊野の神の邑にいたる。すふはち天磐石盾にのぼりて、すふはち軍を引くやうやくにす、む。

海中にして、にはかに暴風にあって、皇舟たゞやう時に稻飯命すふはち歎てのたまはく、嗟呼吾祖はすふはち天神、母はすなはち海神いかんそ我を陸にたしなめ、また我を海にたしなむるやとのたま

りて、おはりて、すなはち剣をぬいて海に入て鉤持神とある三毛入命またうらみて云ふ、我母あよび娘ならびに是れ海神いかんぞ波燐と起して、もておぼらすやと云てすなはち浪秀をふんで常世郷に往ましう。

天皇ひとはしらと皇子手研耳命と軍をひきみて、熊野荒坂津またの名丹敷の浦にいたりますよつて丹敷戸畔をころしつ云々とあります

古事記には

神倭伊波禮毘古命紀伊の男の水門より廻り幸てまして熊野村に到りませる時大なる熊娶轄に出で入りて即ち失せぬ云々<sup>タカハシ</sup>とありて古事記の上には軍に熊野村とありて、熊野なる地名は両書の上に現はれてゐるが、古事記は総括的に熊野を村と書き、書紀には區分的に熊野の荒坂の津とあつてゐる。

されば熊野に御幸の天皇の御路次の終点は熊野の荒坂の津である事は申すまでも無い事である。

此の荒坂津をまた丹敷浦と云ふと  
ある爲めに後世に及んでニシキと  
発音の出来る地を荒坂津ありと主  
張するに至つたもので、東牟婁郡  
那智の濱宮の海濱をアカイロと云  
ふりで丹色の字を使はれて丹敷有  
りと称し、亦北牟婁郡の錦村はニシ  
キと讀まれて又御上陸地矣なりと  
主張せられ隨つて大和への行幸路  
次に就いて伊勢の地を過ぎて高見  
山を御越へになつた説と大杉谷を  
経て大台ヶ原山から川上郷に入り  
菟田に達せられたものであると云

ふのである。此の錦村説は書紀の  
文章の上から見て伊勢經由の事は  
全然見出す事が出来ぬが、ニシキ戸  
畔の本様であつた考証と日を負ふ  
て進むと云ふ語と國見ヶ岳に八十  
鳥師タケルを誅せし時の御詠に神風の伊  
勢の海の御歌おどを考証資料とし  
て本居宣長氏あたりからの主張で  
有力とあつたやうであるが、此の錦  
村の熊野の部分に編入あつたのは  
室町時代の末期で其以前は志摩國  
で伊勢神宮の神戸であつた。  
紀伊續風土記曾根莊の記に

當莊より以東の詣莊は上世丹敷  
戸畔の領せし地にして所謂荒坂  
の津と云ふ荒坂は當莊より曾根  
浦に越ゆる曾根太郎、曾根次郎と  
いふ岐坂をいふあらん。丹敷は  
今長島郷錦浦あり、丹敷は此邊の  
大名にして、丹敷戸畔神武帝を防  
がんとて此地に来りて此の荒坂  
の邊にて帝の爲に誅せられたる  
あるべし。

成務帝の御世熊野國造を置き給  
ふ、此辺へ曾根莊、熊野國に隸す  
孝德帝天下国郡郷名を定められ

曾根以北は志摩國に屬し大抵伊  
勢大神宮の神戸とあるとありて  
荒坂津は即ち此ニ木島にして又  
丹敷浦あるべしと

風土記の編纂に参加せられし仁井  
因長群氏は其後奥熊野の代官とし  
て勤務中に書れし郡居雜記に  
謹て按するに、群嘗て命を奉じ熊  
野を巡省し、その山脉、水脈を稽へ  
後又熊野の令を拝し郡居數年、屢  
長老を召し地図を出し上古の事  
を討ね、始て神祖南征の遺蹟を詳  
にするを得たり、帝軍を引て復御

船に駕し進んで御瀧へ七里御瀧

を過ぎ、颶風に遭ひ二兄漂蕩す、

帝の師巨濤を衝き二木島に至り、

萬長戸畔を誅す、其進退周旋の状

今之を地形に駿するに皆協へり、

二木島に石壁あり、之を楯ヶ崎といふ、長走傳へ言ふ、神明此に戰ふ、

因て稱すと詔増基の記に見ゆ、

増基は鎌倉時代の末期より南北

朝の頃の法師にして、熊野行脚せし事あり、一名庵主と称し熊野紀

行文あり、その一節に

楯ヶ崎といふ所あり、かみの戦ひ

婚ヶ崎といふ所あり、かみの戦ひ

したる所とて、たてをついたるや

うなる巖どもあり、「うつ波に満ち

くる潮のたゝかふを楯が崎とはいふにぞありける」と古詔亦徵

すべきありと（南郡史引文）

吉田東伍博士の地名辭書の一節に

二木島浦今荒坂村と改む蓋丹敷戸畔の故墟にして丹敷浦といふ

即是あり

按するに和名抄に志摩國二色郷

あり、今北牟婁郡錦浦あり、丹敷

の名は熊野一帯の總名にも使用

したるか如し、那智浦並に串本浦

にも二色浦の名あり、書紀通證にいふ今那智村濱宮に小祠あり丹敷戸畔を祭ると云ふ、然れども丹敷は必定二木島にして、新鹿と相鄰比するは二木島の西に並べる浦にして亦一湾を成す、相去る一里中間を狼坂と云ふ、此地即ち神武記の「皇舟進至熊野荒坂津因謀丹敷戸畔」とある所ならん、後世新鹿に作り阿多志加と云ふは轉訛なるべしと。

又曰く今の荒坂といふもの即ちの荒坂なり、其の事蹟に徵すべし

但僻険の郷里古より訪踐の人有し是を以て世多くこれを知らず（既旧説荒坂津丹敷浦を那智に擬せるものあれども是れ採り難し、其地は必ず之を狹野、新宮の東に探らざるべからず、則ち荒坂村ニ水島は地勢上正に符合す、即ち村翁翁の云ふ處擇るべきに非すやと

以上の文章中の那智村の濱宮や其他三輪崎説など御経過途中に属する箇所に御上陸あらせられたと云ふ説に對しては否定は出來ぬが新

宮を御圓幸の終莫赤りと主張し、書紀の文章に錯簡ありかど、云ふに至つては余りに自説に阿るの甚しきものと云ふべきである。

北牟婁郡錦を終莫と云ふ説にも、其處に無理があるのであらうか、

書紀の文章中に聊も認め得る所なく、單に大和の穿田から見て高見山御經由を適當と推測し傍證として高見山上と山下に祀れる高角神社を八咫鳥ありと称して伊勢への御巡幸ありしものと曲解してゐるやうであるが天皇の熊野に御圓幸の

際に於て別軍を伊勢に派したものと窺はるゝのである。

を引文して、

伊勢國者天御中主尊十二世孫天日別命之所平治天日別命神倭磐余彦天皇自彼西征此東州之時隨天皇到紀伊國熊野村于時隨金鳥之導入中洲而到於菟田下縣天皇勅大伴日臣命日逆黨膽駒長髓宣早征罰迺天日別命曰國有天津之方宣平其國早賜標劍天日別命奉敕東方入數百里其邑有神名伊勢

紀の文章より見るも熊野を終莫として大和へ御入幸あらせられた事は明かである。

仁井因長群氏は(郡史引文)

津彥天日別命問曰汝國獻於天孫哉答曰吉覓此國居住日久不敢聞矣天日別命發兵戮其神于時畏伏啓曰吾國悉獻於天孫吾不敢居矣風土記は第四十三代元明天皇和銅五年古事記の編纂に次いて皇室に上らしめたものと傳へられてゐるもので、其の伊勢風土記の一篇中にも熊野から八咫鳥の嚮導に大和亦る菟田に御入幸と云ひ其後天日別命をして伊勢津彥を討伐せしめたと云ふのである。

此風土記の文章の上から見るも書

史に曰く軍を進むるに中洲嶮絶復行くべからず、建角身(八咫鳥)に命じて嚮導となし遂に穿邑に達すと、按するに熊野巖邑其の大和疆と嶽を連ねる三十里、大なる有大臺と曰ひ、大峯と曰ひ、吉野と曰ひ、南隔絶し嶮路僅に通す其一を姥峯越と曰ひ、其二は十津川越なり、獮夫樵者往來するのみ、眞に

天陰あり是長髓彦の恃みとする所而して帝の南征此に出づる者神算と謂はさらんや、建角身の駕を導く蓋途を姥峯越に取る也。

新鹿より詣邑蹊を歷て北上して姥峯越を踰江吉野河原の川上庄を経て宇陀に達すれば即宇賀志村なり、今に至る迄其道次歴々として見るべきありと

然るに二木島に御上陸北山川上郷を経て大和御入幸説に對して日本書紀の文章に錯簡ありとなし、書紀の文中、名草戸畔を誅すの次へ。

に中れる本宮熊野座神社には八咫鳥祭と申す古稚ある祭典の行はれると云ふ事までも傍証とせられてゐるのは熊野郷土史研究者としての第一人者、小野芳彦氏の説である。此の權威者に對し五口等末輩が反駁の辭を差控へて、大西源一氏の説をかりて其の蒙を啓かんと欲するのである。

天皇の御軍の潮岬附近で御遭難あらせられ荒坂津を新宮以南の地に求めると云ふのは甚だ面白い説であるが、其説を立ててゐるには日本書紀

仍引軍漸進海中遇暴風、皇舟漂蕩の文字を介入して御海難を潮岬附近新宮以南の出來事となし、古來の難波船の例を擧げて上陸地矣を勝浦ありと断し、荒坂津を濱宮ありとふし其所にて丹敷戸畔を誅し、高倉下命の忠勤に途中敵を平らげ、熊野神邑即ち今り新宮に御到着あらせられ天磐盾に御登りにあつて天祖の御光助を拜謝遊された茲より八咫鳥の先導で熊野川筋に沿ひて泝り竟に大和に入らせ給ひ、鴻業を樹てられたものと主張せられ尚御道筋

の文を前後せねばあらぬと云ふ結果になり、書紀に「遂越扶野到熊野神邑」とある、到の字に拘泥して、神邑を以て天皇御巡幸の最終地矣とあせば、荒坂津は新宮以南と云ふ事と求るが、書紀に荒坂入津後の條に彼處有人號曰熊野高倉下と云ふ、彼處とは經過したものた地矣を回顧して云々有様ではあるまいが、之を以て見れば、荒坂津は新宮以北とある訳である。文字章句の末に拘つて彼是云ふは畢竟水掛論に終るの外はあからう。神邑と荒坂津

の間に「仍引軍漸進海中遇暴風」とあるによれば、此の間多少の因子を費し給ふたものと拜察せらる。次に日本紀の天皇東征記事の全體を通じて見ると、其地理上に與する順序は概して正確と認むべきものあるに於てあやだ且天皇の伊勢海の御詠に徵するも亦荒坂津の轉訛と見合べき新鹿村の二木島に隣してあるふどから二木島を荒坂津と云ふことは決して不自然亦申分でない。次に大和入御の道筋に關しては十津川通過を主張する原因

を指摘して古事記の「到吉野河之河尻」が問題の起りで誤傳多き古事記の此の一記事が如何程の權威があるのであろうか、十津川經由説の基礎は果して確固不動のものであろうか、書紀に自其地踏穿越辛宇陀とある、其地とは熊野と見る至當とすべく且暫く吉野の字を眼中から除去して天皇最後の御到着地卓たる宇陀を標的とし、熊野から其宇陀に至るべき路線を探れば、終に北山川上の渓谷上を辿らざるを得無いのである。

以上は大西源一氏の説を取捨して書いたもので日本書紀の文面を率直に解するからば體に大西氏の説の如く帰着する筈のものである。尙一言したいのは新宮と二木島港との距離僅かに二十一海里許である爲めに小野氏など観察で平穩亦海上で海難などありうべからざるやうな考への上に皇舟の漂蕩を潮岬附近あるべく書かれてゐるものは實際帆船時代に於ける七里御濱海上の航海の容易で無かつた実情に認識を缺いてゐた爲であらう。

已に明治九年帝國軍艦雲揚の阿田和町海岸に於て難破の例を見ても思ひ半に過くるものがあろう。思ふに二千六百年の昔の史実を一千三百余をすぎてから創て文字に現した古事記や日本書紀によつて僅に知る事を得た史実の記録を錯簡ありふど、一千二百余年を経た今日に於て文章の置き變へをしてまじめ自己の信ずる事柄に満足を得やうとするのは、無理な考へであると思はるゝのである。二千六百年もの以前の史実は唯文章に

隨つて信ずる外無いのではなかろうか。書紀の上に現はれてゐる神の邑を、從來の學者の大部分は新宮であると信じられて、元新宮の新の字は神と云ふ字を誤記したものよりと傳へられてゐたが最近に至り地方の古傳説に神の邑とは實際有馬村であると云ふのである。此の傳説の正否は未だ一般に研究せられてはおいか、成程と思はるゝ矣がある。二十六百年以前天皇熊野御幸の時代には新宮と云ふ土地には神が祭られてゐたかつた。

本宮の熊野座神社は崇神天皇の六十五年に有馬より移され、新宮の速玉神社は景行天皇五十八年に對岸の鶴殿村の貴禰谷より奉遷と傳へられてゐる事を思ふと皇紀以前に神の祭られたたのは熊野の有馬である。書紀の上には熊野は單に狹野と記され神の邑には熊野を冠らしてゐる僅々一里余の距たりの地に斯く差別ある所に熊野の神邑とは新宮にあらざる感を起しある。同時に熊野の有馬村は當時神の邑と稱せられたものと考察せらるゝ

のである。併し神の邑は新宮にあらずして有馬なりとするも終莫地ニ木島には何等影響する所がないが、有馬ヒニ木島との距離近き爲め海難に對して疑念を起す恐れなしとせざるも却て此の海面は御濱中の難所であつたものであります。

兎に角く熊野神の邑より更に御東航を續けられた皇軍は俄に暴風に遇はれて皇兄稻飯命は海に入つて鋤持の神とあり三毛入命は浪秀を踏んで常世國に赴かれた。そこで天皇は皇子手研耳命と軍をひきい

て熊野荒坂津に御入津あらせられて、そこの齒長丹敷戸畔を誅せられたが、敵神の毒氣に天皇以下の人々が困惑せられた其時に高倉下命が師靈マツミタチと云ふ剣を奉るによりて、士卒アシカツも悉く快復せられた。此高倉下命は新宮の神の倉にゐられたと云ふ説とニ木島の逢川の上流にある天倉山説と二説あるが奉斂の場所は逢神坂の東麓逢川の河岸にして今に劔石と称する大石であると傳へられてゐる。此高倉下命は熊野在来の方であるが、新宮の神の倉

に居られて神劍を授かりし所で、天皇が神の邑の天の磐盾に登るとある、其の磐盾は此の神の倉であると、小野芳彦氏の熊野史に書れてゐる處であるが、此の御登臨ありし時に何等の記事がなく荒坂津に於て始めて陛下に謁した事と云つてゐて神の倉説に暗影を投じてゐるにも不拘、神色は新宮の事で、天磐盾も新宮、荒坂津も新宮にして、高倉下の命は天磐盾に居たと云ふ、不合理あ説明である。史実凡てを新宮に蕙集せんとする策と見るより外

は無いのである。尤も神の邑及天磐盾を有馬邊とし、命は神の倉で神誨を蒙り、天皇の御跡を追ひ荒坂津に於て神劍を奉られたと云ふふらば稍々順序ある説明であるが、書紀の上には「彼處有人號高倉下」とあり、此の彼處はソコと訓むと云ふのであるからソコは即ち荒坂の津である。此の意味に依つて新宮の史家山田正氏は実地踏査の結果、荒坂村ニ木島浦の北方逢川の上流天ヶ倉山を以て高倉下命の神蹟地ありと断言せられてゐるのである。

高倉下命の奉斂に軍は振ひ立ちて中州に赴かんとせられたが、山嶮にして且踏ふし。茲に假睡の夢に天照大神の御靈告を受く。翌因頭鷦鷯の飛来あり、之を嚮導として山を踏み跡をひらきて、終に荒田下縣に到着せられたのは、七月の末頃であつた。されば約六十日程を要した行軍であつて、其御通過の御道筋には、著しき遺蹟亦ど残さるる余裕のある御巡幸で無かつたものと窺はるが、荒坂村の二木島には御上陸以前暴風の際、犠牲とあられ

た早見橋鉢谷の御遺骸を牟婁崎に斂め、三毛入命の御遺骸を安虞崎に斂めて、祠を建て室古、阿古師神社と称し爾來村人が満腔の熱誠を捧げて奉齋申上げてゐる。其の威儀の崇高敬虔の行動は、恐らく淳朴なる邊僻の民にして、始めて行ひ得るもので、其の一端を書きて、如何に村民が世間並の形式でなく、眞情の溢れが形の上に發露したものと云ふべきである。

祭典は毎年十二月と五月の二回に行はるゝのであるが、村民中から

毎期橋人と称する奉仕者を撰定され。其の撰に當つた者は期間内は、自己の家に仮祭壇を設けて御神魂を奉斎し、表裏の両入口には注連縄を張つて、朝夕ニ圓海水にて齋戒沐浴の上、神饌を献す。神官から授けられた柳木で作つた百八顆の勾玉を日常頸に纏ひて、髪もからず、鬚も剃らず奉仕に餘念あく過すのである。祭典に際しては妻女をも召喚し狩衣の如きものを着し、大刀を佩き（主將に擬したもの）第一に室古神社の儀式下

列す。或は出陣を撰したる者か、四祇の御酒を酌みて後、武装せる関船に乘す（船頭より熊野諸手船若くは天磐船とも云ふか天皇の熊野神邑に到り天磐盾に登るとあるは則ち天磐船に乗せられたるを云ふあり、と解釋せし學者ありと）

船は三十二人の船夫によりて漕ぎ出で對岸ある阿古師社の典儀に列し更にニ木島に於ける頓宮遺跡と称する迎の海岸に到りて止む（詳細は略す）此の祭典以外に毎年陰曆の六月の某日當り関船に模し

たる（彩色を施す）小さな船を両神社に奉納する典例が行はれてゐる。思ふに皇軍の紀伊國名草を出發せられたのは六月の朔とあるに因みて六月の土用中の因を撰んで行はるゝものである。是等些細の行事にも其の昔を追憶するに足る機微の一端であらう。

以上は熊野の有馬村と熊野荒坂津に關して日本書紀の文章に私見を交へず卒直に其の意義に順ひ淳朴ある土俗の間に殘る傳説及び古跡

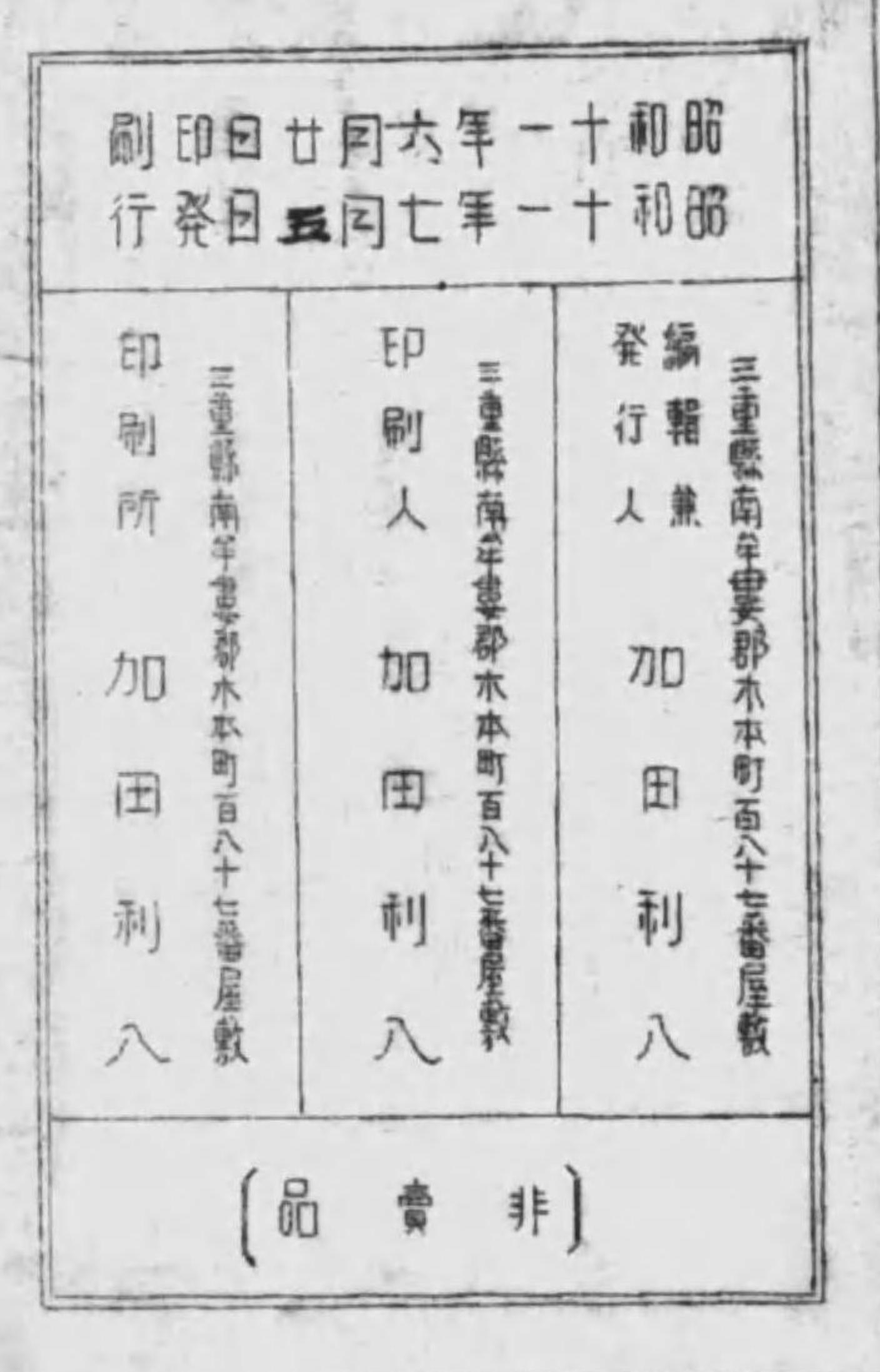
と実地を對照するあらば恐らく疑ふべき余地を見出す事の出來ぬものあるにも拘らず後世に及んで種種の憶説が唱導せられ、稍明確を缺く古事記に立脚し便宜の解譯を施して、甚しきは書紀の文章の自説に不利ある箇所は位置を轉換してまでも自己満足を得んとする學者があり或は又地名の呼稱の相通するが爲に無理に史實を其の地の古跡に附會して立證せんとするふど本來の史実を没却して終に蚍蜉

取らずの結果、所謂眞偽の引倒にあたら尊き史蹟を湮滅の否運に致達するのでふかろうか、誠に慨歎に堪ざる次第である。殊に現時社會の趨勢は科學萬能で勝手放題の研究は國體の本義を攪乱するに至り、茲に國體明徴の強調と亦り國

民の向ふ所を顯示せざるを得ざるの時、以上の二史蹟は國家的に重大的ある史実の遺蹟として國民の周知を望む老婆心の發露である事を領掌せられん事を

昭和十一年初夏

加田利八記



終

